解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

三重県伊賀市鍛冶屋四七三番地

特定非営利活動法人ＮＰＯふるやま

清算人　小林　茂久

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

大阪府松原市南新町三丁目一〇番一五号

財団法人ＫＡＷＡＣＨＩカルチャーセンター

清算人　望月　育郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

兵庫県明石市中崎一丁目五番一号

財団法人明石市水道サービス公社

清算人　大西　和彦

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

神戸市中央区栄町通七丁目一番六号

財団法人神戸市防災安全公社

代表清算人　長手　務

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

島根県隠岐郡知夫村二九八番地

特定非営利活動法人なごみの里

清算人　柴田久美子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

長崎県五島市東浜町一丁目四番一六号

特定非営利活動法人Ｇｏ－ｔｏ

清算人　出口　敬介

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十日開催の社員総会の決議により、平成二十三年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

札幌市中央区北三条西七丁目一番地

社団法人北海道まちづくり促進協会

代表清算人　津司　武

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十四日開催の評議員会及び理事会の決議並びに青森県知事の承認を得て、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

青森県八戸市南郷区大字市野沢字黒坂一一番地一〇

財団法人八戸市公共施設管理公社

清算人　池本　伸也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十五日開催の臨時社員総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

宮城県黒川郡大郷町中村字屋敷前一〇〇―八

特定非営利活動法人これから会

清算人　髙橋　幸子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

群馬県利根郡みなかみ町須川七六二番地

社団法人須川報徳社

清算人　木檜　行孝

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年二月二十八日開催の理事会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区北浦和三丁目一番三号

北浦和駅前ビル協同組合

代表清算人　杉浦　義夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

東京都墨田区東向島一丁目三三番一一―一三〇一号

特定非営利活動法人リーガルサポート

清算人　春木　一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月八日付で、社員欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

東京都港区芝三丁目一四番地二号ニッセイ芝三丁目ビル

特定非営利活動法人日本エマージェンシーサポート

清算人　川島　隆明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十日開催の臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十一日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

神奈川県鎌倉市手広四―五―二

地縁団体法人手広片岡自治会

清算人　笠嶋　輝雅

解散公告（第三回）

当法人は平成二十二年十一月二十日開催の定時総会の決議により同二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

神奈川県鎌倉市大船二丁目一四番一三号

特定非営利活動法人栽培植物分類名称研究所

清算人　森　弦一

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

富山市舟橋北町四番一九号

富山県土地開発公社

清算人　塚原　鐵二